

## 第1条

この規約は、玉島信用金庫(以下「当金庫」といいます)が組織・運営する「たましんジュニア倶楽部」の会員(以下「会員」といいます)に対して適用される規約(以下「規約」といいます)とします。

## 第2条【本規約の範囲】

当金庫の公式インターネット・ホームページ上への掲載、各種案内等の郵便、その他当金庫が提示する諸規定(以下「諸規定」といいます)も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されます。

## 第3条【本規約の内容及びサービス】

当金庫は、本クラブ会員に以下のサービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

- (1)たましんジュニア倶楽部専用商品の契約
- (2)たましんジュニア倶楽部に加入することによる特典  
サービス内容については、会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

## 第4条【会員への通知方法】

本規約及び本会の事項に関する当金庫から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当金庫の公式インターネット・ホームページ上への掲載、各種案内等によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

## 第5条【会員資格】

会員とは、下記(2)の条件を満たすお子様と(1)の条件を満たす保護者の方を合わせていい、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当金庫所定の手続きによる入会申込みを行なった方とします。

- (1)下記(2)のお子様を持つ保護者の方で、入会時満20歳以上の当金庫出資会員1名様以上2名様まで。
- (2)ジュニア倶楽部普通預金口座所有の扶養家族となる15歳以下のお子様。

## 第6条【届出事項の変更】

- (1)会員が当金庫に届け出た氏名、住所等に変更があった場合は、ただちに所定の変更手続きをしていただきます。
- (2)前項の届出がないために当金庫から送付する通知、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

## 第7条【退会】

- (1)会員資格の有効期限は、ジュニア倶楽部普通預金通帳所有の扶養家族となるお子様が満22歳となってから最初に到来する3月31日までとします。
- (2)会員は、会員資格の喪失または有効期限の終了をもって自動的に会員から退会するものとします。
- (3)当金庫会員(出資会員)からの脱退および会員(出資会員)資格の喪失によって自動的に退会するものとします。
- (4)会員の希望による退会については、会員本人からの申し出により、当金庫所定の手続きを行うものとします。

## 第8条【会員証】

- (1)会員証は、ジュニア倶楽部普通預金キャッシュカードとの併用で提供いたします。
- (2)会員証は、当該会員に限り利用可能とし、会員は、サービスの利用に際して必ず提示するものとします。提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。
- (3)会員は、会員証の紛失・盗難の場合当金庫宛に届出するものとします。
- (4)前項の会員証の紛失・盗難に伴い、当金庫は会員証を再発行します。ただし、当金庫所定のキャッシュカード再発行手数料が必要となります。

## 第9条【譲渡等の禁止】

会員は、会員証、及び本規約に基づく本会の会員としての地位を第三者(以下「第三者」という)に対して譲渡、貸与、使用許諾、名義変更等はできないものとします。

## 第10条【会員情報の利用目的】

個人会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日等の個人情報(以下「会員の個人情報」という)に関し、当金庫の利用目的はたましんジュニア倶楽部の運営・管理とし、当金庫の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。

## 第11条【問い合わせ先】

この規約についてのお問い合わせ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒713-8686 倉敷市玉島1438番地  
玉島信用金庫 ジュニア倶楽部事務局  
Tel 086-526-1353